

滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要第四十九号（二〇一六年三月）抜刷

署判からみるオトナの実態

—近江国菅浦を事例として—

竹内光久

【研究ノート】

署判からみるオトナの实態

—近江国菅浦を事例として—

竹内光久

はじめに

中世村落論は、一九六〇～一九七〇年代にかけて大きな進展を見せた。この時期の議論は支配構造論が主流で、村落内部の経済格差や階層矛盾を通して支配関係を明らかにするというものであった。村落内部には、名主などと表現される上層と、散田作人や小百姓と表現される中下層の百姓が存在した。村落は、名主などの村落上層による中下層百姓の支配を貫徹する場と捉えられた。この支配のあり方を明らかにすることを通じて、中世社会の支配のあり方を見通すというものだった。そうした視角は、後期村落、いわゆる惣村研究においても同じであった。惣村は、一揆の母体や民衆結集の場とされ、自治的性格に注目された。だが、その自治性は一定程度評価されながらも、その内部に依然として存在した階層差が重視された。そして、実態はその上層百姓の一般百姓規制の場であったと捉えられた。つまり、自治には限界があったと評価された。ここで、後期村落における上層百姓はオトナ層^①などと表現されてきた。だが、一九八〇年代に入ると、勝俣鎮夫・藤木久志両氏をきっかけとし、後期村落研究に新たな視点が提起された^②。両者に共通するのは、この時期の村落の集団としての自律性を高く評価する点で、近世の村への

連続性を指摘した。以降、村落の持った機能や役割など様々な側面が明らかにされた。だが、その機能や役割を明らかにされた後期村落だが、その中心であったオトナに関する新たな研究はないと^③いい。

自律的な村落においてその自律性を体現する存在とも言えるオトナの実態を明らかにすることは重要な意味を持っている。だが、事實上、オトナに関する研究は停滞状況にあると^④いい。そこで、オトナ論の最も重要なフィールドと言える菅浦において再検討する。

菅浦のオトナは惣の代表であり、「上廿人乙名・次之中乙名又末の若衆^⑤」とあるように、「廿人」という語が冠詞のようにつく。また、その下に、中老・若衆がつく。例えば先に引用した「菅浦惣荘置文」(「菅」二二七)に「廿人乙名中」とあるように、村掟の作成主体であり、田地の宛行等、村落内の行政や、戦時の指揮官的な役割を持つなど、自律性を持つ村落の中心であった。

だが、このオトナを階層と見るか身分と見るか、といった議論には、いまだ決定的なものがない。オトナを階層とする説は古くからある。石田善人氏は、オトナは名主の名から選ばれたとするが、^⑥そもそも石田氏はこの時期の惣を名主連合が小農民を含みこんだものと捉えており、その中心がすなわちオトナだとするのみで、論拠は示していない。また、関口恒雄氏も、菅浦のオトナは一定の家格を伴う階層だとするが、その根拠は、大夫、別当、検校などの官途名を持つことのみである。三浦圭一氏も、オトナを加地子得分を持つ名主とするが、井上聡氏によってその説の根拠とする史料の解釈を否定されている^⑦。

一方、オトナを身分とする見方もある。脇田晴子氏は、惣中の身分構成は平等だったとする。だがこれは、乙名という名称が近世く現代まで

の近江全体に見られる地域的風習によって入座年齢順構成であったとする推測からのものである。また、勝俣鎮夫氏は、菅浦惣は在家の均等役負担の原則のもとに構成され、構成員の中から年齢順に選ばれたのがオトナだとする¹⁰。だが、均等役負担とオトナが平等に選ばれたとすることの因果関係が説明されていない。一般的には、村落の構成員は皆、一定以上の負担にたえうる者だからである。また、当然ではあるが、現実にはその内部に経済格差をはらんでいたことを氏自身が指摘している。その上層がオトナだと従来は理解されてきた。均等役負担のみでオトナが平等に選ばれたとは断定できない。

つまり、村落内の経済格差を重視する考えやオトナという語のもつイメージが先行しているのみで、しっかりとした分析に基づくものはない。こうした場合を克服しようと試みたのが田中克行氏である¹¹。田中氏は、菅浦のオトナは全在家の中から平等に選ばれ、階層の区別はないとした。だが、氏は、井上氏の論を引用し、オトナを名主とする三浦氏の説を否定し、菅浦のオトナが固定された支配階層だとする説はまったく史料の根拠がないとした。その上で、「したがって年齢階梯的な制限以外は存在せず」とするのみで、消去法的なものではなく、その具体的な論拠を示していない。

このように、現状では、菅浦のオトナは階層だとする説に根拠がないことは確かだが、オトナを身分だとする説もその分析は不十分と言わざるを得ない。そこで、本稿では署判、いわゆる花押・略押に注目することで、菅浦のオトナの実態に迫りたい。

一 菅浦におけるオトナ

菅浦のオトナの実態を明らかにするために、署判、いわゆる花押・略押に注目する。花押とは、「自署の代りに用いられる記号もしくは符号であり」、「自署する本人が他人にまねのできない本人独自の筆跡をもとうとする、はっきりした目的意識から生まれたもので（中略）本人たることを証示する」ものとある¹²。一方、略押は、「簡略化された花押」とある¹³。

花押は、個人を特定するためのものと同時代の人々にも認識されていた。例えば、秀吉の奥州平定後に起こった大崎・葛西一揆に関わったとの疑いをかけられた伊達政宗が、その証拠として挙げられた書状に据えられた花押が自分のものと違うと主張し、結果、認められている¹⁴。真偽は別として、花押が本人のものと同じかたちでなくてはいけないことが自他ともに共通の認識だったことがわかる。これは武士、いわゆる支配階級の事例だが、民衆レベルでも、次の事例から、そういった認識があったことがわかる。備中国新見荘の三職が安富氏の代官請負を排斥して領主である東寺の直務を訴えた寛正二年（一四六一）のことだが、その中で三職の三人は、安富氏排斥を東寺に訴える注進状に漏れた場合、合に備え、本当の自分たちの花押とは別の判を使用した、と述べている¹⁵。つまり、彼らも、花押というものが文書においていかに重要なものだったかを共通の理解として持っていたようである。こういった個人を特定することができるものという性格から、研究者の間でも、花押は重要視されてきた。史料集にも個人の花押が収録され、また、花押のみを集め

た史料集も出版されている⁽¹⁷⁾。また、花押に関しては、多くの研究がある。

一方、略押は、花押などの自署サインの一例程度にしき説明されてこなかった。だが、村落文書において圧倒的多数なのは略押である。また、花押と略押からは識字の問題を見ることが出来る。そこで注目するのが、大山喬平氏の指摘である⁽¹⁸⁾。大山氏は、村落において中核的であった村落領主など村落上層は、村落支配に必要な不可欠な実務能力である読み書き・計算のできる者だったとした。村落文書の中に見られる花押は、村落内で経済的に上層であり、また、村落運営の中核だった彼らのものだとした。大山氏の指摘は前期村落を想定したものではあるが、中世を通じての一般的な常識として理解されている。後期村落においても、運営の中核はこうした者たちだろうという理解である。例えば、工藤敬一氏は、寛正三年（一四六二）山城国上久世荘百姓等連署起請文をとりあげて、以下のように言っている⁽¹⁹⁾。八八名の連署の内、最初の一人の累判はちゃんとした花押であり、これは惣村のリーダーであり、彼らだけが字を書ける者だと。また、それ以外の略押は、小百姓たちのものであると。

こういった理解を踏まえ、「菅浦文書」における署判を検討する。

【史料1】菅浦惣中借錢状（菅）二五四

借用申御料足之事

合廿七貫文者

右件之御料足者、何時成共（中略）仍而為後日借状如件

借主菅浦惣中

二郎大夫（略押）

署判からみるオトナの実態

永禄十一年十二月廿日

浅井木工助殿

参

清三郎才^(檢校)（略押）

清内大夫（略押）

与五郎別当（略押）

三郎左近（略押）

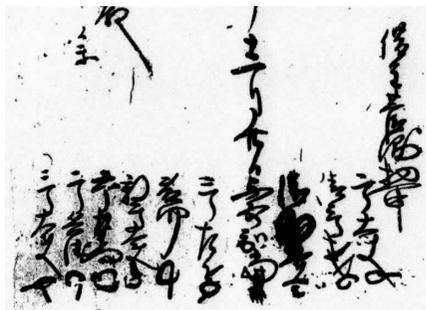
藤四郎（略押）

新三郎大夫（略押）

六郎左衛門尉（略押）

二郎兵衛（略押）

三郎大夫（略押）



これは浅井氏に宛てた借状だが、署名している一〇人の署判は、ただの丸ではなく一筆加えた形跡はみられるが、いずれも一目瞭然で略押である。

【史料2】菅浦借錢状〔菅〕九二九

借用申御料足之事

合廿八貫五百文者 三文子也

右件之御料足者、何時成共（中略）仍而為後日借状如件、

与五郎别当（略押）

清内大夫（略押）

永祿十二年十二月廿八日

清三郎才^{（檢校）}才（略押）

二郎大夫（略押）

二郎兵衛（略押）

三郎左近（略押）

三郎大夫（略押）

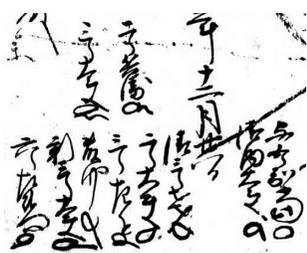
藤四郎（略押）

新三郎大夫（略押）

浅井木工助殿

六郎左衛門尉（略押）

参



これは【史料1】の翌年のものだが、順番こそ異同はあるものの、署名しているメンバーは一〇人すべて【史料1】と同じである。ここでも彼等の署判は全て略押である。そして、注目すべきなのは、一〇人が一〇

人とも、一年前のものと全く別のかたちのものを据えている点である。酒井紀美氏は、略押とは言っても、可能な限り同じかたちのものを書こうとした、決して行き当たりばったりで書くわけではないとするが、これらを見る限り、そうではないことがわかる。略押でさえこれだけかたが安定しないということは、彼らが略押しか据えられない者だったと言いきっていいだろう。ここで、菅浦の文書における署判に対する認識を窺える史料を提示する

【史料3】菅浦惣中証文〔菅〕二六二

態以書状申入候、仍新三郎殿様より公事舟之儀（中略）おとな二人・

中老二人・若衆二人、以上六人加判進候上ハ、於以後少も如在有間

敷候、仍為後日証文状如件、

天文十一年正月廿一日

西之

東はま

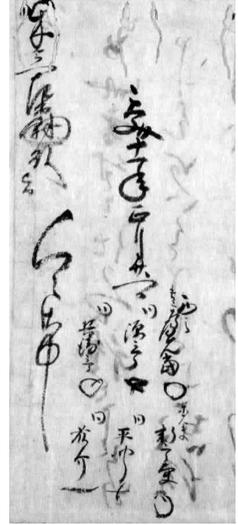
まご大郎^{（別）}へん当（略押） 新三郎大夫（略押）

同源三郎（略押） 同平四郎（略押）

同兵衛三郎（略押） 同藤介（略押）

柴与一左衛門尉殿 人々御中

まいる



「加判」の上は、という文言から、署判を据えることでこの文書が正文として一定の証拠能力を持つことになる、という認識があったことはわかる。だが、彼らの署判は一見してわかるようにみな略押である。

これらから言えることは、物の代表者の署判が略押であっても、何の問題もなく機能しているということである。当然、これでは個人を特定することはできないが、それよりも、そのときどきの代表者が意思決定の場に参加し、合意の証としてサインをすることが大事だった、それが、花押か略押かは重要ではない、ということである。

次に、菅浦のオトナの署判を見る。「菅浦文書」「菅浦家文書」²¹の内、菅浦のオトナの署名のある文書を素材として見ていく。対象とするのは、菅浦においてオトナ制度が確立したとされる一五世紀初以降²²のものとす。その全てを見ていくわけにはいかないので、その内、置文、借状、売券、宛行状、免許状から一点ずつを提示する。²³

【史料4】菅浦惣庄日差・諸河畠代田免状（菅）三七六

さたむるひさし・もろかわ畠代田事

合五反者

署判からみるオトナの実態

右此畠代田ハ、所持の人数惣庄へわひ事申候によんて（中略）仍免状如件、

寛正二二年未六月廿二日

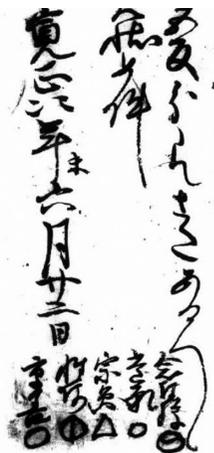
念阿弥（略押）

常願（略押）

宗圓（略押）

性阿（略押）

京善（略押）



【史料5】菅浦地下置文（菅）一三二九

定 地下法度置文之事

親として子ニゆつり宛証文もちいすして、我々ニ任雅意ニふるまう事、無勿体題目なり、（中略）仍置文状如斯、

善阿弥（花押）

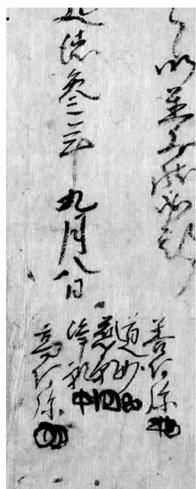
道妙（略押）

慈願（花押）

浄願（略押）

高阿弥（花押）

延徳参年九月八日



【史料6】菅浦惣庄宛行状（「家」三三三）

充行畠下地之事

合三畝者、在所赤崎

右件畠之元者、小牛六郎次郎雖為名地之内、（中略）証文如件、

惣庄

一老 專阿ミ（略押）

永正十六年己卯十二月廿三日

二老 四位（略押）



【史料7】菅浦東村料足預り状（「菅」八八一）

預申御料足之事

合四拾貫文者

右件御料足者、菅浦東村家々けふり立間、（中略）仍為後日預状如件、

天文五年八月廿四日

惣庄

菅浦東

長阿弥（花押）

与四郎（略押）

新三郎（略押）

次郎大夫（花押）

助四郎（略押）

六郎左衛門（略押）

中村甚左衛門尉殿

御使 左近三郎

まいる

孫九郎



【史料8】菅浦惣中田地売券（「家」八一）

永代売渡中田地之事

合卅蒔者（在所略）

右件之田地之元者、菅浦惣中雖為知行、依有直用要、（中略）仍而

為後日証文如件

永祿十一年戊辰四月廿一日

売主菅浦惣中

小三郎（略押）

六郎才（略押）



様々な性格の文書に署名したオトナの署判を見たが、共通して言えるのは、オトナのほとんどが略押しか据えられない者ということである。これは、今回提示したものに限らず、全体的な傾向として言えることである。

これらから言えることとして、菅浦においては字の書けない者でもオトナになれた、ということがわかる。村落内部には経済的な格差が存在した。そうした格差は、先に挙げた上久世荘の起請文に据えられた様々な署判の事例にも窺える。従来は、この内の花押を据えているような者たちがオトナだろうと考えられていた。だが、今回見たように、菅浦においては、オトナに識字力が必ずしも求められていないことがわかった。

二 オトナの代替り

菅浦においては、字の書ける者、すなわち村落内の有力者であり、運営という実務にも必要不可欠な能力を持つ者が、運営の中心にいたわけではなかったことを見た。つまり、字の書けない者でも、惣の意志決定の場に参加できたということを見た。つまり、経済力や識字力よりも優先されたもの、それを満たす者が、菅浦においてはオトナとなれるという、いわば村落の秩序というべきものがあつたことがわかる。ここでは、それについて具体的に見ていく。

はじめにも触れたが、菅浦のオトナには、代名詞のように「廿人」という語が使われる。だが、同時期に二〇人全てを確認できるのは、文明三年の置文案（「菅」六三二）のみで、その時期以外は二〇人全てを確認することはできない。文書への署名も、脇田晴子氏も指摘するように、また、ここまで見てきた史料のように、二人であつたり五人であつたりと様々である。

だが、断片的ではあるが、署名者に定数を持っていたと見られる文書がある。ここで、先に提示した【史料1・2】に注目する。これらは、永祿一一・一二年に浅井氏に宛てた借状である。署名者に注目すると、順番こそ異同はあるものの、一〇人とも全て同じメンバーである。次に、その翌年の借状を提示する。

【史料9】菅浦惣中料足借用状（「菅」一六〇）

借用申御料足之事

合廿三貫四百文者 但三文子也

右件之御料足者、何時成共三文子二利を加へ候て（中略）仍而為後
日証文如件

菅浦 与五郎別当（略押）

清内大夫（略押）

元龜元年十二月廿九日

惣中

清三郎才（檢校）（略押）

三郎左近（略押）

藤四郎（略押）

新三郎大夫（略押）

六郎左衛門尉（略押）

二郎兵衛（略押）

三郎大夫（略押）

与三郎別当（略押）

浅井木工助殿

參

【史料9】にも一〇人の署名があるが、【史料1・2】に見られた二郎大夫の名が見られなくなり、代わりに与三郎別当の名が新たに見られるようになる。このことから、この借状においての定員があったこと、また、欠員の際の補充があったことがわかる。

さらに掘り下げると、次のような推測ができる。この二人を除く八人の名は【史料1・2・9】全てに共通する。本来なら、前年・前々年同期、二郎大夫もここに名を連ねるはずだったことは確かである。その彼の名が見られなくなる。それは死去か引退に伴うものではないだろうか。いずれにしても、相当な高齢だったことが想像できる。そもそも、中世において民衆の実年齢を知ることが不可能と断言していいほどに困難である。だが、ある程度の推測はできる。この内、与五郎別当と清内大

夫の名が、永祿六年一月十日の借錢状（菅三七四）に確認できる。つまり、彼らのある程度以上の期間のオトナとしての活動が窺え、ここに署名している一〇人にも、惣構成員としての長さが想定できる。

三 菅浦における荘官

菅浦は正式に荘園として成立したわけではない。だが、領主が存在し、年貢を納めていた以上、実態としては荘園として差支えないと思われる。そして、一五世紀以降の菅浦にも様々な荘官の存在が確認できる。荘官には、荘園領主から派遣される者と在地の有力者が任命される者の二種類あったが、いずれにしても何らかのかたちで荘園領主との結びつきを持った者たちである。一般的な理解では、荘園領主は彼らを通じて村落支配を進めようとしたと考えられている。菅浦において確認できる荘官の内、比較的関連資料の多い公文、山門花王院の政所であった道清、また、荘官ではないが、近世には代官となる新二郎家についてみる。

まず、公文だが、「菅浦文書」「菅浦家文書」の内、公文に関する文書は計一六点ある。公文についてはわからないことが多いが、明応九年の定書（菅一二二五）に公文の諸公事が書き上げられていることから、何らかの役割を期待して領主から任じられていたことがわかる。だが、不明な点の方が多く、例えば、「慈西」（菅三三五）、「俊胤」（菅八三〇）、「新三郎」（菅一二二四）と様々な名前が見え、一族かもわからない。どの領主によって置かれたものかもわからず、領主から派遣された者が在地から選ばれたのかもわからない。唯一はつきりするものは、署名の際に「公文」と肩書に現れる程度であり、赤松俊秀氏以来いわれ

ているように、その得点は菅浦惣に買得され、また、菅浦惣によって規定されていることである。菅浦における公文も、領主によって置かれたのは確かだが、菅浦において積極的な機能を果たした形跡はなく、有名無実化していることは確かである。

次に、花王院から政所に任命された道清について、である。政所とはいつても、後に述べるように、政所としての具体的な役割は窺えず、道清個人について見ることになる。

【史料10】花王院証重下知状（「菅」四八）

下知管浦年貢事

古帳分者十二三石有之、近年前田六石有名無実也、（中略）次政所事者、任由緒之旨、新九郎二申付畢、給分者可為五石之外也、（異筆）「代官事者廿人申付畢」然者（中略）仍下知如件、

花王院

文明式年庚寅卯月十三日

証重（花押）

ここには、政所に任じるのは「新九郎」とあるが、花王院証重下知状案（「菅」八四〇）や請文案（「菅」一二六）を見る限り、清九郎（出家名が道清）の誤りであることがわかる。ここからは、清九郎、つまり道清が政所に任じられていること、同時にオトナが領主である花王院から「代官」に任じられていることがわかる。

では、この道清がどういった人物だったか、断片的ではあるがみていく。まず、【史料10】にあるように、前田の内に、花王院へ納める五石を除いた分からの得分を持つていたことがわかる。

署判からみるオトナの実態

【史料11】道清料足寄進状（「菅」八四三）
寄進申料足之事
合式貫文者

右用途者、道清之為後生菩提、惣庄廿人宿老之中へ寄進申候処（中略）念仏を御申あるへく候、仍為後日遠進状如件、

文明二年庚寅卯月廿日

すかのうら

寄進主

道清（花押）



ここでは、自分の後生菩提の為に二貫文の寄進をしている。二貫文という額の多少は別として、一定以上の経済力があつたことがわかる。また、彼の署判を見る限り、字が書けたということ、つまり、村落内でも有力な者だったことがわかる。

莊園領主からすると、彼のような人物を把握することで村落支配を円滑に行おうとするのは当然である。道清を政所に任じたのも肯ける。一般的なイメージでは、こういう人物が村落の中核になると理解されてきた。

では、この道清をどう位置づけられるだろうか。まず注目するのは、彼の署名のあり方である。【史料11】を見ると、「すかのうら 道清」と署名している。つまり、彼は政所という身分を前面に出していないこと

がわかる。先に見た、署名の際に「公文」を使う者と比較すると対照的である。次に、彼が領主から政所に任じられたことがどのように作用していたか、を見る。先に、道清が政所に、オトナが代官に、それぞれ任じられていたことを見た。つまり、領主である花王院からすると、政所と代官という二種類の荘官を通じて村落支配を行おうとしていたことがわかる。だが、その翌々年に作成された置文案（菅六三二）を見ると、文明三年、つまり、【史料10】の翌年のオトナ全員の名が記されている。そこに道清の名も見られる。領主からすると、村落支配のために政所に任じた道清も、菅浦という村落の秩序の中では、あくまでも二人のオトナの一人だったのである。

ここで、村落内の政所の位置付けについて、同じ近江の奥嶋荘について見てみる。『大嶋神社・奥津嶋神社文書』を見る限り、政所関係の文書は五点ある。内一点は延暦寺政所の下文、内二点は寄進状だが、残り二点は掟書である。その内の一点を提示する。

【史料12】奥嶋惣庄置文（「奥」一八二）

定奥嶋をき文事

一さいけをひき、しふやくをはつすともから二をいてハ、ゑい代

ち下の人しふに入可からさる事

（中略）

右をき文如件、

さた人（花押）
をとな（略押）

明応元年十二月四日

奥嶋政所貞正（花押）

オトナとは別に、政所が置文の作成主体となっていることがわかる。同

じ近江の村落と比較しても、菅浦においては、村落の秩序が前面に現れ、荘官が機能しない構造を持っていたことがわかる。

最後に、荘官ではないが、中世においても有力な家だったと思われる新二郎家について見る。近世に膳所藩の代官となる新二郎家だが、彼についても詳しくわかる史料は多くない。当主は代々新二郎を名乗り、隠居後は頓阿弥と名乗り、興徳庵に移り住んだということぐらいである。ただ、彼が菅浦の中で有力な家の者だったことは、「菅浦家文書」に多く残される売券からわかる。一六世紀を通じて見ると、文龜年間には一点、永正年間に一四点、大永年間に七点、享祿年間に六點、天文年間に一五點、永祿年間に九點、元龜年間に六點、天正年間に三七點と、多少のばらつきはあるが、非常に多くの土地集積を行っている。また、近世に代官となることもその反映かと思われる。

【史料13】新二郎処分状（「家」七五）

ゆつりわたす田畠之事

合

一所 平次郎卅疇 さんはくせん十五文

（以下、略）

新二郎（花押）

永六五年四月四日

菅浦

新

このように、彼の署判が立派な花押であることもそれを裏付けていると言えよう。だが、先の清九郎もそうだが、新二郎の名が常にオトナとして現れることはない。史料的な制約もあるが、例えばこの永禄年間は比較的多くのオトナの名を確認することができる⁽³²⁾。だが、彼らの名はその中には見られない。

つまり、清九郎や新二郎のように、経済的にも上層で領主から把握されるような者たちも、そのことによってオトナになれたわけではなかったことがわかる。

おわりに

本稿では、署判、いわゆる花押・略押を素材に、菅浦のオトナについて見てきた。おおまかに整理すると、菅浦のオトナには略押しか据えられない者が多くいたということがわかった。言い換えれば、菅浦では略押しか据えられない者でもオトナになった、つまり、意思決定の場に参加できたということである。それは、村落内において、経済的に上位であり、運営に必要な読み書きという実務能力を備えた者が村落の中核にあったという一般的な理解とはまるで違う構造の村落だったということである。そして、菅浦においては、識字力や経済力より優先されるもの

があった。それが構成員としての年数であった。物構成員として惣に貢献すること、その年数が上がるにつれて、惣内でも序列が上がり、意思決定の場に参加する権利を得られる。このような秩序、いわば村落内の論理は、荘園領主から荘官に任じられるような有力者に対しても機能した。事実、菅浦にも荘官に任じられた者のいたことは確かであるにもかかわらず、菅浦における荘官の具体的な機能や活動の形跡はごく乏しい。これは、村落側の秩序が領主側の論理に優越し、荘官の機能や役割を吸収し、埋没させたことを意味する。

こういった菅浦という村落のあり方は、大浦との長年の相論に代表されるような、村落としての利権の獲得を実現しようとする動きによるものだったろう。こういった利権の獲得には、村落が持つ力を最大限に發揮する必要がある。それには、村落内の一部の有力者のみではなく、村落構成員すべてが共通の利害のために活動できる構造が必要だっただろう。これが菅浦におけるオトナ制度だったのである。つまり、菅浦のオトナについて一言で言うなら、階層ではなく身分である、という結論になる。こうした経済力や家格に優先する秩序を持つ、自律性の強い村落は、中世村落の一つの達成と評価できるだろう。

ここで、字の書けない者でもオトナになれた菅浦において、どのように識字層を確保していたのか、についての見通しを述べておく。まず考え得るのが、村落内に字の書ける者を構成員として確保しておくことだろう。一で見たように、菅浦に字の書ける者がいなかったわけではない。三で見た清九郎や新二郎もそうである。この清九郎はオトナだったが、それは年齢や村落への貢献という別の秩序によるものである。当時、彼が相当な高齢だったことは【史料11】で「為後生菩提」に寄進をしてい

ること、その翌々年に死去していること⁽³³⁾から窺える。また、新二郎は、有力者でありながら、オトナとして確認できない。重要なのは、こうした字を書ける者が、菅浦においてはそのことによつて必ずしもオトナになれたわけではない、ということである。次に想定しうるのが、寺僧である。天文年間、越前国江良浦において旅の僧を村落に留まらせ、読み書きの手習いをさせたという例がある⁽³⁴⁾。また、和泉国日根野荘の事例だが、『政基公旅引付』⁽³⁵⁾永正元年四月十三日条に、「俊通卿奉行方之番頭等参（中略）各申云、文忙之者共候、罷帰香積院ニ読せ申承候て、地下又加評議」とある。ここから、村落における多くの者は文盲であり、香積院という村落にある寺院もしくはその僧が読み聞かせの役を担っていることがわかる。そして、菅浦においても、文安の相論について記した合戦注記（「菅」六二八）に「執筆越後公也」とあるが、この越後公も菅浦に住む寺僧だろうとされる⁽³⁶⁾。

また、菅浦のオトナをみる過程で、略押の分析を通じて以下のことを明らかにした。略押とは、本来、個人を特定する機能を持たない、ということである。【史料1・2】のように、多少の差別化が窺えるとはいえ、ごく簡単なかたちのものでさえ、据えるたびにかたちが異なっている。これでは個人を特定しようもない。この一〇人が筆遣いに不慣れなことが窺え、略押とは字の書けない者の使うものだということが改めて確認できる。また、酒井氏のいう、略押であっても、その署者はできる限り同じかたちのものを書くこと⁽³⁷⁾という想定は成立しないこともわかった。付け加えるなら、酒井氏の挙げた署判は、かたちこそやや簡略ではあるが、独自性のあるかたちをしており、毎回同じかたちをしていく点から、機能的には花押と分類していいと思われる⁽³⁸⁾。

重要なのは、略押という個人を特定する機能を持たないものであつても、村落レベルにおいては十分機能したということである。つまり、文書にサインをすることそのものに意味があつたということである。それが略押であつても、花押であつても、その時々が代表者が意志決定の場に参加し、合意の証としてサインをすることが重要だつた。そのサインは、字を書ける者であれば花押であり、字の書けない者であれば略押、といったようにそれぞれの識字力に応じたものになるが、花押を据えられる者も略押しか据えられない者も、つまり経済的な格差はあつても、意志決定の場においては同じ一票だつたということである。そういった視点にたつと、一で触れた上久世荘百姓等起請文も、村落の構成員全てが意志決定の場に参加し、それぞれが合意の証として、それぞれの執筆力に応じたサインをしていることがわかる。これも、個人特定の機能を持つ花押が求められたわけではなく、合意の証としてのサインが重要だつたことを示している。酒井氏が、略押ばかりが並ぶ起請文を神の前における平等だとするが⁽³⁹⁾、むしろ、その前提として、オトナ同士、村落構成員間の平等とみるべきだろう。これを、村落文書における略押の意義とすることができるのではないだろうか。

※ 本稿は、科学研究費助成事業「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究―中・近世村落像の再検討」（課題番号24320127 研究代表・青柳周一）の成果によるものである。

注

(1) 一般的には乙名と表記されるが、長男、老などさまざまな表記が見られ、い

ずれも「おとな」と読んだと思われるので、正確な表記を断定しがたく、本稿では片仮名表記に統一する。

- (2) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」〔社会史研究〕六、一九八五 『戦国時代論』岩波書店、一九九六に所収)・藤木久志「戦国の作法」〔講談社、二〇〇八 平凡社、一九八七が原本)

- (3) 蘭部寿樹氏は、『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二)などにおいて、座において頭役や直物などの様々な負担をし、大夫や檢校などの官途名を持つ者がオトナだとする。これによって、オトナの新たな側面は明らかにしたが、氏の論は、内部の階層差を意識したものであり、階層論の中に位置づけられる。

- (4) 『菅浦文書』上・下(日本経済文化研究所、一九六〇・一九六七)二二七。

以下、「菅」〇〇〇と表記。また、平成二四年度より、科研基盤研究B「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究」中・近世村落像の再検討(研究代表・青柳周一)の中で、『菅浦文書』の再校訂作業を行っている。その過程で文書名、本文等、多くの修正があった。平成二七年現在、作業中だが、本稿で使用する史料の内、修正・変更のあったものに関しては、その結果に従う。なお、これらは暫定的なもので、後に変更の可能性もあることを付記しておく。

- (5) 「郷村制の形成」(岩波講座 日本歴史八 中世四)岩波書店、一九六三

- (6) 「惣結合の構造と歴史的位置―菅浦惣の歴史を通しての一考察―」〔経済志林〕三二二、一九六四

- (7) 「惣村の起源とその役割」〔中世民衆生活史の研究〕思文閣出版、一九八二一九六七初出

- (8) 「中世菅浦の前田」〔遙かなる中世〕一四、一九九五

- (9) 『室町時代』(中央公論新社、一九八五)第四章

- (10) 「惣村と惣所 近江国菅浦惣の形成」〔朝日百科日本の歴史別冊 歴史を讀みなおす〕一三 朝日新聞社、一九九四 注(2)『戦国時代論』に所収

- (11) 「惣と在家・乙名」〔史学雑誌一〇四一九、一九九六』中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八に所収

- (12) 佐藤進一『花押を讀む』(平凡社、一九八八)

- (13) 荻野三七彦『印章』(吉川弘文館、一九六六)

署判からみるオトナの実態

- (14) 小林清治「伊達政宗」(吉川弘文館、一九五九)

- (15) 酒井紀美「戦乱の中の情報伝達 使者がつかなく中世京都と在地」(吉川弘文館、二〇一四)

- (16) 例えば、『菅浦文書』(注(4))、今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇 上』(思文閣出版、一九八六)など

- (17) 東京大学史料編纂所編『花押かがみ』一〇八(吉川弘文館、一九六四)一九八五

- (18) 「中世史研究の一視角」〔日本中世農村史の研究〕岩波書店、一九七八一九六五初出

- (19) 「太良荘の公文・名主、禪勝と実円―転換期の中間層―」〔荘園の人々〕教育社歴史新書、一九七八

- (20) 「略押と起請文」(酒井紀美編『契約・誓約・盟約 生活と文化の歴史学六』竹林舎、二〇一五)

- (21) 後に触れる新二郎家に伝わった。中世分が「滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要」一四・一五(一九八一・一九八二)に翻刻されている。以降、こちら引用の際は「家」〇〇〇と表記する。

- (22) 注(11)に同じ

- (23) これまで村落文書の検討には置文のみが多く用いられてきた。例えば、蘭部寿樹氏の「中世惣村定書の署判に関する覚書―今堀日吉神社文書を中心に―」(井上辰雄編『古代中世の政治と地域社会―筑波大学創立十周年記念日本史論集―』雄山閣出版、一九八六)や西村幸信氏の「今堀日吉神社文書の村掟とその署判」(『中世・近世の村と地域社会』思文閣出版、二〇〇七 二〇〇三初出)がそうである。置文は村落で作成され、村落構成員自身を規制する役割を持つという点で、村落内部でも公的性格の強い文書だと思われる。だが、一方で、領主に對する文書もまた、公的性格を持っていたと考えられる。そういった意味から、置文のみを検討の対象とするのは不十分と考え、様々な種類の文書を検討の対象とした。

- (24) 注(9)に同じ

- (25) 関口恒雄「菅浦文書―その史料批判と若干の問題によせて―」〔経済志林〕三一―二、一九六三)において、『菅浦文書』中に公文に言及した史料は一点

あるとされる。これに、「菅浦家文書」中の公文に関連する文書一点を足した。

- (26) 関口氏は、注(25)論にて、菅浦の公文は在地の荘官ではなく、大浦・塩津等の在地領主とする。

- (27) 「菅」三四一など。

- (28) 「戦国時代の菅浦―供御人と惣統論―」(『京都大学文学部紀要』五、一九五九)『古代中世社会経済史研究』平楽寺書店、一九七三所収)

- (29) 滋賀大学経済学部附属史料館編集・発行(一九八六)。以下、「奥」〇〇と表記

- (30) 「奥」一一一、「奥」一二六、「奥」一四〇、「奥」一七七、「奥」一八二。

- (31) 伊藤裕久「中世の伝統―惣の空間構造―近江国菅浦を事例として―」(『中世集落の空間構造―惣的結合と集合住居の歴史的展開―』生活史研究所、一九九二・一九八九・一九九〇初出)

- (32) 同時期に二〇人全員の名が確認できるのは、「菅」六三三だけである。だが、範囲をどう設定するかにもよるが、永禄四(一五六一)年から元亀元(一五七〇)年の間に二一人のオトナが確認できる。

- (33) 工藤敬一「菅浦の乙名清九郎―惣の救世主―」(注(19)書)

- (34) 柴田純「近世前期における学問の歴史的的位置」(『日本史研究』二四七、一九八三)

- (35) 中世公家日記研究会編(和泉書院、一九九六)

- (36) 田中克行「村の紛争解決と共有文書―文安年間、菅浦・大浦の相論」(注(11)書 一九九六初出)

- (37) 注(20)に同じ

- (38) 花押と略押の分類基準は、一で見たようにかたちが立派か簡略か、という程度で、明確なものではない。例えば【史料1】などのように一目瞭然で略押と判断できるものはいいが、酒井氏の挙げた(注(20))もののような場合、こういった機能という側面から分類することも可能かと思われる。もちろん、民衆の署判を複数確認できること自体が稀であり、多くは一点のみで判断せざるを得ないのも事実ではあるが。

- (39) 注(20)に同じ